

指定難病に係る医療費の償還払いについて（相続）

新規申請で、受給者証の有効期間開始日から受給者証が交付されるまでの間に、受給者証に記載された疾病の治療で、自己負担上限額を超えた額を支払った場合、受領者（代表相続人）の方が、償還払いの申請をすることができます。

※ 対象とならないもの

- ・ 難病指定医療機関以外での医療費
- ・ 医療保険が適用されない医療費、補装具の作成費用、文書料、差額ベッド料など

※ 手続きは任意です

- ・ 医療保険者が支給する「高額療養費」を超えて、お支払することはできません。
- ・ 診療報酬等領収証明書の発行手数料は、医療機関や薬局で違うため、作成依頼をする場合は、医療機関等でご確認ください。
お支払する金額より、証明書の発行手数料が高くなる場合もあります。

※ 申請から入金までに、3～5か月程度かかります。

〈提出書類〉

<input type="checkbox"/>	1 相続人を特定することができる書類（㊶㊷のいずれか） ㊶ 戸籍謄本・改正原戸籍謄本のコピー（死亡した受給者の、出生から死亡までの戸籍すべて） ㊷ 法定相続情報一覧図（法務局に申請し、作成したもの）
<input type="checkbox"/>	2 委任状（様式12） 受領者（代表相続人）以外の相続人全員が、記入・押印したもの
<input type="checkbox"/>	3 特定医療費(指定難病)償還払申請書（様式10） 受領者（代表相続人）が作成してください
<input type="checkbox"/>	4 受領者(代表相続人)の住民票 コピー不可
<input type="checkbox"/>	5 受領者(代表相続人)の振込先金融機関の口座がわかる書類（漁協以外） 金融機関・支店名、口座番号、口座名義人（カタカナ）がわかるもの 預金通帳2ページ目のコピー、口座情報表示画面のコピーなど
<input type="checkbox"/>	6 受給者証・自己負担上限額管理票のコピー 有効期間が、償還払いを請求する月を含むもの（未使用の場合もコピーを提出してください）
<input type="checkbox"/>	7 診療報酬等領収証明書（様式11） 各難病指定医療機関で作成してもらってください（領収書不可） 文書料が発生する場合があります

〈提出先〉

死亡した受給者の方の、住所地を管轄する「保健所(支所)」に提出してください。